

関東地方整備局で経営事項審査を受審される大臣許可業者の皆様へ

経営事項審査の項目基準改正に伴う事務取扱いについて

「建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部改正」（平成28年8月1日付（国土交通省告示第九百十一号））により、登録基礎ぐい工事試験及び登録解体工事試験に合格した者は、技術職員として加点されることとなりました。

つきましては、再審査等の取扱いを以下のとおり定めましたのでお知らせいたします。

1 「登録基礎ぐい工事試験」に合格した者について

日本基礎建設協会及びコンクリートパイル建設技術協会の行った平成27年度の基礎施工士検定試験に合格した者については、とび・土工工事に係る一般建設業の主任技術者の要件の一つに位置づけられたことから、経営事項審査においても、既合格者を加点対象とする。

2 「登録解体工事試験」に合格した者について

全国解体工事業団体連合会の行った平成17年度までの解体工事施工技士資格試験及び平成27年度までの解体工事施工技士試験については、解体工事に係る一般建設業の主任技術者の要件の一つに位置づけられたことから、経営事項審査においても、既合格者を加点対象とする。

3 再審査申請について

今回の経営事項審査の審査基準の改正により、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第20条第2項の規定に基づき、改正前の評価方法に基づく経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業者については、許可行政庁に対し、以下のとおり再審査を申し立てることができます。

①再審査申請の対象

再審査申請日において、現在お持ちの「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の有効期限内であること。（審査基準日から1年7ヶ月以内）

②再審査申請の受付期間

平成28年8月1日（月）から平成28年11月28日（月）までの120日間とする。

（但し、各都県により曜日設定等を行っている場合がありますので、各都県にご確認下さい。）

③再審査手数料

無料

④再審査申請の申請書類

（イ）経営規模等評価再審査申立書

（建設業法施行規則様式第25号の11（別紙2、別紙3を含む））

※建設業法施行規則様式第25号の11（別紙2）の技術職員名簿については生年月日が審査基準日から近い順（若い順）で記載すること。

（ロ）現在有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し

（ハ）（ロ）を申請した際の「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」の写し一式

⑤再審査申請の確認書類について

別添1及び2を参照

※新たに加点対象となる項目に係る確認書類のみ提出とする。

注1）再審査を受審するか否かは、申請者の判断となり、仮に受審しない場合は既存の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」が有効となる。

注2）本改正に伴う総合評価値の変化が見込まれない者は、今回は再審査を受審することはできない。